

## 和光市告示第257号

和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年9月25日

和光市長 松本 武洋

### 和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の除却を促進することを目的として、その除却を行う者に対し、予算の範囲内において和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「危険住宅」という。）は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、埼玉県が指定した土砂災害特別警戒区域内において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定の適用の際現に存する建築物であつて同条の規定に適合せず、又は適合しない部分を有するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、危険住宅を所有し、かつ、危険住宅に居住する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者及び宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項に規定する宅地建物取引業者をいう。）は、対象者とししない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象者が行う危険住宅を除却する事業（ただし、他の補助金等の交付を受けている事業のうち当該補助金等の交付の対象となる部分又は公共事業等による立ち退きに伴う補償等の対象となるものを除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助事業に要する経費の額又は1戸当たり975千円のい

ずれか少ない額とする。

- 2 補助金の交付額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助事業に係る契約を締結する前に、和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 危険住宅の付近見取図
- (2) 危険住宅及びその敷地の登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者を確認することができる書類(3カ月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 危険住宅の所有者が複数の場合は、全ての所有者が補助事業の実施を承諾していることを証する書類
- (4) 危険住宅の配置図(当該住宅が危険区域内に存することがわかる図書を含む。)、平面図及び外観写真
- (5) 危険住宅が建築された年月を確認することができる書類(他の書類で確認することができない場合に限る。)
- (6) 危険住宅の除却工事に要する経費の見積書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第8条 交付決定者は、補助事業を中止したときは、速やかに、その旨を和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金中止届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(完了報告及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに、和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金完了報告書兼補助金請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金を請求しなければならない。

- (1) 危険住宅の除却工事に係る契約書の写し
- (2) 危険住宅の除却工事に係る請求書又は領収書(費用の内訳が明らかなもの)の写し
- (3) 危険住宅の除却工事の内容を示す工事状況写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査のうえ、補助事業が適正に完了したと認めるときは、補助金の額を確定し、和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金確定通知書（様式第5号）により当該請求をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（遵守事項）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定による中止の届け出をしたとき。
- (2) 申請年度内に補助事業が完了しないとき。
- (3) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この告示に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項第3号又は第4号に該当することになったときは、補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。